平成２４年（フ）第３４８号
岡山市北区下中野319番地105
破産者　尾﨑　洋一
1　決定年月日　平成25年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９７１号
東京都文京区本郷３丁目６番９号
破産者　丸栄工業株式会社
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８７５号
東京都福生市加美平４丁目１番地加美平住宅24―402
破産者　島田　耕作
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８号
滋賀県長浜市木之本町木之本818番地
破産者　亡吉田茂相続財産
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所長浜支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６８６号
宮城県登米市津山町柳津字宮沢16番地１
破産者　千葉　政記
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６３号
宮城県多賀城市八幡４丁目７―50　八幡ハイツ104号室、開始決定時の住所宮城県塩竈市松陽台２丁目16番３号
破産者　小野　紀夫
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
仙台市若林区若林５丁目４番58―203号、開始決定時の住所仙台市太白区青山２丁目40番28号
破産者　小澤　憲治
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２９５号
仙台市若林区若林５丁目４番58―203号、開始決定時の住所仙台市太白区青山２丁目40番28号
破産者　小澤　秋香
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
茨城県取手市戸頭７丁目第７街区第８号棟第202号室、開始決定時の住所茨城県下妻市下妻丁122番地１
破産者　櫻井　義雄
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３９号
茨城県取手市戸頭７丁目第７街区第８号棟第202号室、開始決定時の住所茨城県下妻市下妻丁122番地１
破産者　櫻井　道子
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第７２号
静岡県下田市白浜182番地
破産者　土屋　寛治
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２４６１号
名古屋市昭和区山里町160番地の４、開始決定時の住所名古屋市千種区東山元町６丁目12番地の１ベルシャトー高峰Ｂ１―201
破産者　水谷　芳枝
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６０８号
名古屋市西区児玉２丁目18番８号　レジデンス西陵306号
破産者　蛯原　佳子
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３１６号
兵庫県加古川市平岡町新在家1738番地の５
破産者　幸王　則彦
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１号
奈良県天理市石上町587番地２
破産者　但馬　敬司
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２１８号
奈良県大和郡山市西岡町２番８号
破産者　高盛工業こと　髙森　秀貴
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１０１号
広島県廿日市市宮島口西１丁目４番１―804号
破産者　寺下　泰正
1　決定年月日　平成25年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部